

島田市公共施設等総合管理計画の改訂について

1 これまでの経過

○H28.3 「島田市公共施設等総合管理計画」策定

- ・総務省からの策定要請（H26.4）に基づき、全国の自治体で「総合管理計画」を策定
- ・島田市計画の概要 計画期間：H28～R37（40年間）

ポイント①公共施設等（公共建築物・インフラ）の保有状況が今後の厳しい財政状況に見合ったものとなるよう、公共施設等の管理に当たっての基本方針を「品質」「保有量」「管理費」の適正化とした。

②公共施設の「将来修繕・更新費用ライン」と「投資可能額（投資的経費の実績）ライン」のギャップに着目し、計画期間中の延床面積の削減の目安を21%とした。

○R2.3 「島田市公共施設適正化推進プラン2019」策定

- ・「公共施設等総合管理計画」に示す「品質」「保有量」「管理費」の適正化に向けた推進戦略の具体化に向け、公共施設の用途別に基本方針を整理し、実効性を確保するために策定した。

○R3.3 「島田市個別施設計画 ～公共建築物編～」策定

- ・「公共施設等総合管理計画」及び「公共施設適正化推進プラン2019」における方針をもとに、個別施設の方向性や長寿命化による効果、中長期保全計画を策定した。

2 改訂の趣旨

○公共施設等の保有状況及び人口・財政の状況について、最新のデータに更新する。

○「適正化推進プラン」「個別施設計画」の策定過程から得られた点検・診断等の結果や長寿命化に関する取組などを反映させ、更なる公共施設マネジメントの推進を総合的かつ計画的に図ることを目的に改訂する。

3 改訂のポイント

○最新のデータによる試算に基づき、「将来修繕・更新費用ライン」を「投資可能額ライン」に引き下げるため、計画期間中の経費削減割合の目安を28%とした。

※改訂前の計画では「延床面積の削減の目安」を示していたが、今回の改訂により削減の対象を「経費」とし、従前の延床面積の削減（＝保有量の適正化）に加え、管理方法の見直しなど幅広い取組を通して費用の削減を目指すこととした。